

# 選挙管理委員会規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 定款第5条第4項及び定款第20条第5項に基づき、代議員及び役員を選任に関する事項をこの規程に定める。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会)

第2条 定款第36条第1項により、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3 選挙管理委員は、立候補により、正会員の中から総会で選任する。立候補者が欠員の場合に備え、あらかじめ理事会は候補者を推薦するものとし、立候補者に欠員が生じた場合は、立候補者及び理事会が推薦した候補者の中から総会で選任する。
- 4 選挙管理委員会は、6名以内の委員をもって構成し、うち選挙管理委員長及び副選挙管理委員長を1名ずつ置く。
- 5 選挙管理委員長は、選挙管理委員による互選とする。
- 6 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から副選挙管理委員長1名を任命する。
- 7 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄する。
- 8 副選挙管理委員長は、選挙管理委員長に事故あるとき、その役務を代行する。
- 9 選挙管理委員が、当該の選挙に立候補する場合には選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 10 選挙管理委員会に、選挙管理委員会を所掌する担当役員を置く。ただし、担当役員は、委員会の独立性を担保するために選挙告示日から投票終了までの間は関与せず、理事会や社員総会との窓口に限定する。

### (任期)

- 第3条 選挙管理委員の任期は、選任された総会終結のときから4年後の総会終結のときまでとし、2年ごとに3名ずつ選任する。ただし、再任を妨げない。
- 2 選挙管理委員長、副選挙管理委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 選挙管理委員に欠員が生じたときは、直近の総会で選任する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第4条 選挙管理委員の委嘱は、本会会長が行う。

(選挙事務)

第5条 選挙事務担当者は、日本理学療法士協会事務局職員が担う。

(職務)

第6条 選挙の実施に関する下記の項目については、選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め、理事会に担当役員が報告後、選挙人にその内容を周知する。

- (1) 選挙人について
- (2) 選挙の告示について
- (3) 立候補の受付について
- (4) 立候補者一覧について
- (5) 投票について
- (6) 開票について
- (7) その他、選挙の実施に関し必要な事項

### 第3章 選挙の告示及び選挙人・被選挙人

(選挙の告示と日程)

第7条 選挙管理委員会は選挙すべき役員候補者又は都道府県理学療法士会ごとの代議員の定員を告示し、立候補を受け付け、以下に倣い日程を決定する。

- (1) 告示日は、投票締め切り日から6週(42日)以前とする。
- (2) 立候補受付開始は、投票締め切り日から5週(35日)前の正午とする。
- (3) 立候補受付締め切りは、投票締め切り日から4週(28日)前の正午とする。
- (4) 投票受付開始は、投票締め切り日から1週(7日)前の正午とする。
- (5) 投票締め切りは、投票締め切り日の正午とする。

(選挙人)

第8条 代議員、役員候補者及び会長候補者に係る選挙の選挙人名簿は、選挙告示日時点の正会員名簿により、選挙管理委員会が作成する。

(被選挙人)

第9条 代議員及び役員候補者選挙の被選挙人は、選挙の告示日の時点において正会員として登録されている者とする。

- 2 立候補の届出は、選挙要綱にて定めた様式を用いなければならない。

## 第4章 開票・異議申立・当選証書

(立会人)

第10条 開票に際しては、立会人3名を置かなければならない。

- 2 立会人は、都道府県理学療法士会の選挙担当者の中から、選挙管理委員会が選任する。選任方法については選挙実施要綱に定める。
- 3 選挙管理委員長は投票締め切り後、立会人の立会いのもとに開票する。

(選挙結果の公表)

第11条 選挙結果については、担当役員への報告を経て、選挙管理委員会が速やかに公表する。

(異議申立)

第12条 選挙若しくは当選の効力に対し、不服がある選挙人又は被選挙人は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

- 2 異議申し立ての受け付けは、開票結果発表日から1週間(7日)以内とする。

(当選証書の発行)

第13条 選挙管理委員長は、異議申し立て期間終了後速やかに当選証書を発行する。

## 第5章 代議員選挙

(定義)

第14条 この規程にいう代議員とは、定款第5条第2項に定める社員をいう。

(投票方法)

第15条 代議員の選挙は、電子投票により行う。

- 2 投票および選任の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

## 第6章 役員候補者選挙

(定義)

第16条 この規程にいう役員とは、定款第19条第1項に定めるものをいう。ただし、外部理事・外部監事以外を、選挙の対象とする。また、会長候補者とは定款第20条第2項で示されたものをいう。

(投票方法)

第 17 条 理事、監事及び会長の候補者の選挙は、電子投票により行う。

2 投票および選出の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

(報告)

第 18 条 選挙管理委員会担当役員は、当選者をもって各候補者として理事会へ報告するものとする。

## 第 7 章 雑則

(選挙広報)

第 19 条 選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を、役員については本会の、代議員については各都道府県理学療法士会のホームページ、文書等により行う。

2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、又は関わってはならない。

3 立候補者は、選挙告示後、一切の事前選挙運動あるいはそれに類する行為を行ってはならない。

(選挙違反疑い)

第 20 条 選挙管理委員会は、前条第 2 項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、速やかに本会会長に報告する。

(処分)

第 21 条 当選者について懲戒処分がなされた場合、選挙管理委員会は当選取消しの処分を行うことができる。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 7 月 11 日より施行する。

2 この規程は、一部修正により平成 22 年 11 月 23 日より施行する。

3 この規程は、一部修正により平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

4 この規程は、一部修正により平成 24 年 12 月 9 日より施行する。

附 則

1 この規程は、選挙管理委員の選出方法、役員選出方法、分科学会運営幹事選挙等を追加し、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、役員選出方法を変更して、平成28年11月6日より施行する。

附 則

1 この規程は、選挙管理委員会の職務、選挙の告示と日程、代議員の選出方法を一部変更して、令和元年10月19日より施行する。

附 則

1 この規程は、分科学会運営幹事選挙を廃止して、令和3年6月6日より施行する。

附 則

1 この規程は、理事候補者・監事候補者選出の方法を一部変更し、令和6年7月7日より施行する。

附 則

1 この規程は、選挙管理委員会規程と名称を改め、代議員、役員候補者および会長候補者の投票および選任の方法について削除し、令和8年1月11日より施行する。